

令和8年度佐賀県総合福祉センター（児童相談所等）夜間休日 電話相談業務に係る業務委託プロポーザル方式実施要領

1 目的

児童相談所における、平日の開所時間外の時間帯（以下、夜間という）及び閉所している祝休日（以下、休日という）に行われる通告や相談等に対して、相談員を配置し対応することで、相談受付体制の強化を図るため、プロポーザル方式により、令和8年度「佐賀県総合福祉センター（児童相談所等）夜間休日電話相談業務」に係る業務委託業者を決定する。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

佐賀県総合福祉センター（児童相談所等）夜間休日電話相談業務に係る業務委託

(2) 委託業務の内容

別添「令和8年度佐賀県総合福祉センター（児童相談所等）夜間休日電話相談業務に係る業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

(4) 契約上限額 10,118千円（消費税額および地方消費税額を含む）を上限とする。

3 参加者の資格要件

参加者の資格要件は、次の要件を全て満たす単独法人又は単独の個人事業所とする。

なお、（7）の要件については資格確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 緊急の打ち合わせ等が必要な時や、場合に応じて立ち入りによる事業の監査、児童相談所（佐賀県）が実施する研修への参加が必要なため、電話相談の実施場所は佐賀県内にあること。
- (2) 24時間の児童虐待通告の受け付けという業務の趣旨からも、児童福祉に関する業務に理解が深く、かつ業務の支援体制が充実していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（破産等により入札参加資格の無い者、契約の不履行や入札等で不正行為を行った者など）でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 参加者審査の日の6か月前から参加者審査の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の①から⑦までに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 募集方法

佐賀県ホームページに当該業務のプロポーザルを実施する旨の案内を掲載する。

5 企画提案スケジュールと内容

(1) 実施スケジュール

令和8年2月10日（火曜日）	佐賀県ホームページでの募集開始
令和8年2月20日（金曜日）	仕様書等に対する質問受付期限
令和8年2月25日（水曜日）	仕様書等に対する質問回答
令和8年2月26日（木曜日）	プロポーザル参加資格確認申請書提出期限
令和8年3月5日（木曜日）	プロポーザル参加資格確認結果通知
令和8年3月9日（月曜日）	企画提案書提出期限
令和8年3月16日（月曜日）	審査会

(2) 仕様書等に対する質問

仕様書等に対して質問がある場合は、令和8年2月20日（金曜日）午後5時00分までに仕様書等に対する質問書（様式1）により、FAXもしくはメールにて「8.問い合わせ先」まで連絡すること。なお、提出後、必ず確認のために電話連絡すること。

質疑応答の内容は、参加事業者全員に通知する。

(3) 参加資格の確認

本件プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を提出し、参加資格の確認を受けること。

① 提出書類

ア 参加資格確認申請書（様式2） ・・・ 1部

イ 会社概要（様式3） ・・・・・・・ 1部

② 提出期限 令和8年2月26日（木曜日）午後5時（必着）

③ 提出場所 「8. 問い合わせ先」参照

④ 提出方法 持参、郵送又は電子メール

※ 郵送の場合は、簡易書留等の配達記録が残る方法で送付してください。

※ 参加申込書提出の時点では、企画提案書等を添付する必要はありません。

⑤ 参加資格確認結果 令和8年3月5日（木曜日）までに参加資格確認結果を通知する。

(4) 企画提案書等の提出

① 提出書類

ア 企画提案書（様式4、5） ・・・ 6部

⑦ 形式

A4長辺綴じ（ホチキス留め、図表等については、A3版の折り込みも可）とし、文字サイズは概ね10.5ポイント以上とすること。

① 記載事項（仕様書で定めたものを網羅したこと。）

I. 企画提案内容について

i) 電話相談の対応

ii) 相談への対応に付帯する次の業務

- ・緊急対応が必要な相談に係る委託者等への連絡
- ・相談内容の定期的な報告
- ・電話相談員に対して実施する研修等
- ・その他必要と認められる業務

II. 業務実施体制等について

i) 実施スケジュール案

ii) 業務実施体制（業務責任者、電話相談員（活動実績等を記載））

⑦ ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページに印字すること。

イ 見積書（様式6） ・・・ 6部（うち5部は写しで可）

⑦ 見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とともに、企画提案内容と経費の関係が分かる内訳を記載すること。

① 見積書に記載する内容は、電話相談の昼間と夜間・深夜対応の見積金額を分けで記載すること。

- ⑦ 「佐賀県総合福祉センター相談第一課企画調整担当」あて、参加者の商号又は名称、代表者職氏名を記載のうえ、提出すること。
- ウ 実績書（任意様式）・・・6部
過去5年間における業務の実績について記載すること（行政関係機関からの受託実績は必記）。
- ② 提出期限 令和8年3月9日（月曜日）午後4時（必着）
③ 提出場所 「8. 問い合わせ先」参照
④ 提出方法 持参又は書留郵便や宅配便など受領確認ができる手段により送付すること。
⑤ 企画提案書等の取扱い
ア 提出後の企画提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。ただし、誤字脱字等の軽微なものは除く。
イ 本企画提案の応募及びプレゼンテーションに係る経費は、全て参加事業者の負担とする。
ウ 提出された企画提案書及び添付資料は返却しない。
エ 企画提案書及び添付資料の記載事項は、全て履行しなければならない。
オ 真に必要な場合を除き、企画提案書等には個人の情報やそれらを類推できるような情報を記載しないこと。

（5）プロポーザル審査会の開催

- ① 日時 令和8年3月16日（月曜日）午後3時～
② 実施方法 提出書類の審査
ア 参加者は、提出した企画提案書の説明を行い、質疑に回答する。
イ 参加者側の出席者は3人以内（業務の総括責任者、企画を考案した者などを参加させること。）とする。
ウ 質疑の順番については、プロポーザル参加資格確認結果通知後に確定する。

（6）審査会の開催

- ① 審査員は、企画提案書の内容について、別表「評価基準」に従って審査を行う。審査結果に基づき、最優秀提案事業者を選定し、その者を受託候補者として決定する。
② 企画提案書等の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。
③ 評価基準には、企画提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

（7）最優秀提案者の選定について

- ① 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として

選定し、契約締結に向けた手続を行う。

- ② 最優秀提案者となることができる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。
- ③ 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、「1 相談業務の実施体制」が高い者を最優秀提案者とする。
- ④ 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

(8) 結果の通知

令和8年3月17日（火曜日）以降、すべての参加者に対し通知する。

6 業務の委託契約

- (1) 最優秀提案者は、委託内容、経費等について再度県と調整を行い、協議が調った場合は、委託契約を締結する。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

7 その他

(1) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 参加者の資格要件を満たさなくなった場合又は資格要件を満たさないことが判明した場合
- ② 公正な審査を妨害した場合又は妨害するおそれがあることが判明した場合を含め、本件プロポーザルについて不正行為を行った場合
- ③ 見積書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- ④ 1人で2以上の提案をした場合
- ⑤ 代理人でその資格のない場合
- ⑥ 提出資料の重要事項が適切に記述されていない場合
- ⑦ 提出資料の内容に虚偽があることが判明した場合
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(2) プロポーザル手続きの中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザル手続きを中止する。この場

合の損害は参加者の負担とする。

- ① 参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、本手続きを公正に執行することができないと認められるとき。
- ② 天災その他やむを得ない理由により、本手続きを行なうことができないとき。

(3) 留意点

- ① 参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- ② 企画提案に際して、第三者（県及び参加者以外の者）が所有する素材等を用いる場合は著作権処理等を行うほか、委託先として採用されることもある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。
- ③ 公正な審査を妨害するおそれのある、あらゆる行為を行わないこと。

8 問い合わせ先、参加申込書・企画提案書等・質問提出先

佐賀県総合福祉センター 相談第一課 企画調整担当

所在地 〒840-0851 佐賀市天祐1-8-5

電話 0952-26-1212（直通）

FAX 0952-23-4679

E-mail fukushisenta@pref.saga.lg.jp